

令和8年2月10日 男女共同参画推進本部会議

開催日時 令和8年2月10日(火) 午前9時35分から午前10時00分まで

開催場所 庁議室

出席者 辻川副市長、南川副市長、教育長、総合政策部長、総合政策部理事(草津未来研究所担当)、総合政策部理事(経営・DX戦略担当)、危機管理監、総務部長兼法令遵守監、まちづくり協働部長、環境経済部長、健康福祉部長、健康福祉部理事(健幸都市づくり・地域共生社会推進担当)兼こども若者部理事(こどもの居場所づくり担当)、こども若者部長、都市計画部総括副部長(特命監(都市戦略担当)兼都市計画部長代理)、都市計画部理事(交通・開発担当)、建設部技監、建設部長、上下水道部専門理事(上下水道総務担当)(上下水道部長代理)、教育部長、教育部理事(スポーツ担当)、教育部理事(学校教育担当)、議会事務局長、監査委員事務局長

欠席者 なし

議事概要 下記のとおり

1. 議題

(1)第4次草津市男女共同参画推進計画後期計画策定について(パブリックコメントの結果)【審議】

【資料:審1-1~4】

【事務局から資料に基づき説明】

・【審1-1】第4次草津市男女共同参画推進計画の後期計画案について、令和7年12月15日から令和8年1月14日までパブリックコメントを実施した。市の施設4か所に計画案と概要版、まちづくりセンターなどに概要版を置いたほか、市民団体2団体と個人234名に資料を送付した。結果、2名の方から2件の御意見をいただいた。

・いただいた御意見1件目は、【審1-3】48~49ページについて、様々な課題や困難を抱える人々への支援として、各課の相談支援体制等について記載しているが、こちらに令和3年度から社会福祉協議会に実施を委託している「つながりサポート事業」の事業名を記載してはどうかというもの。回答としては、つながりサポート事業は生理用品や居場所の提供を通じてさまざまな困難を抱える方を相談につなげ、各課が連携して必要な支援を提供することを趣旨として実施しており、48ページの施策番号12 取組内容の1つ目の1行目~3行目に「関係機関と連携しながら取り組みます」と記載している中につながりサポート事業も含まれている。また、各施策の取組内容については個別の事業名を記載しない形でまとめているため、事業名の個別の記載は考えていないとしている。

いただいた御意見2件目は、4月からの共同親権制度施行を踏まえ、父母の婚姻状況にかかわらずこどもの養育を父母が円滑に行える支援等について。47ページの施策番号10に「ひとり親家庭への支援」を記載しているが、計画案への追加修正等を求めるものではないため、市としての考え方を回答している。担当課と調整した結果、ひとり親家庭への支援については、現在も支援員を配置して離婚後だけでなく離婚を考えている御家庭に対しても相談や制度説明などの対応を行っていること、今後も周知啓発を行っていくことを記載している。また、御意見の前半で性別役割分担意識についての考えにも触れられていることから、回答の後半で、意識啓発や教育の取組について記載している。

【主な意見】

・【審1-1】パブリックコメントの実施結果について 周知方法の「資料送付:個人234件」とあるが、どうううか。

⇒男女共同参画や市政に積極的に参画する意思のある方のリストがあり、そのリストに登録している方に送付した。

・そのリストは過去からあるものなのか。

⇒過去からあるものである。

・個人への資料送付はメールか。

⇒メールで送付した。

・今回のように個人に送付すると、男女共同参画に関心のある方の意見に偏る可能性があり、広く意見をいただけるようにした方が良いのではないか。

⇒少しでも多くの意見をいただきたいという思いで実施した。

・実際にあるかは不明だが個人に送る例としては、ボランティア等の事業協力者のリストがあれば、そちらに意見を求めることがあるかと思う。意見を集めることと公平性のどちらに重きをおくか、それぞれの考え方が異なる。

・市としてどこまで個人に送るか課題がある。

⇒まちづくり協働部で整理することとなった。

・【審1-1】提出された意見と考え方 No. 2 市の考え方について、市民課の窓口でも相談窓口の案内等しており、そのことについても記載した方が良いと思うが、市民課と調整したのか。

⇒こども家庭若者課と調整し、そのことについても踏まえた回答と考えているが、市民課にも確認する。

確認し、修正が必要な場合は各本部長に報告したうえで、審議了とする。

【結論】

審議了とする。

【その後の対応】

意見のあったNo. 2 市の考え方について、こども家庭若者課および市民課と調整した結果、9行目「今後も、」の後に「関係部署が連携し、」を追記することとなった。各本部長にも報告し、了承を得た。

(2) 女性活躍推進法および次世代育成支援対策推進法に基づく草津市特定事業主行動計画の策定について【報告】

【資料: 報1-1~2、報1-参考】

【事務局から資料に基づき説明】

・【報1-1】女性職員の活躍推進を定める女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画、仕事と子育ての両立支援を定める次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画をそれぞれ策定している。このうち、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画が今年度末で満了になるため、次期計画を策定するが、これら2つの行動計画は、目標や取組が共通する部分が多いため、一本化し改定を行う。統合することについては、内閣府 Q&A においても認められており、他団体でも同様に行っている例がある。

・計画期間は、草津市男女共同参画推進計画の計画期間と合わせ、令和8年4月1日から5年間とする。

・計画改定のポイントは、「男女の給与の差異」、「女性の健康課題に配慮した職場環境の整備」に関する内容を追記している。

・一本化した新たな計画案は3つの項目で構成しており、「女性活躍」は女性活躍推進法に基づく計画内容、「子育て支援」「ワーク・ライフバランス」は女性活躍推進法および次世代支援対策推進法に基づく計画内容としている。

・取組目標・取組内容については、現行のものを踏襲している。

・目標数値について、現行の取組目標: 育児休業を取得する男性職員の割合は昨年度末66.7%と、目

標数値30%を達成しており、国のこども未来戦略2030において、男性職員の育児休業取得率の目標公務員85%(2週間以上)としており、新しい計画においてはそちらを目標として設定する。それ以外の目標数値は未達成のため、現行の目標数値を新しい計画の目標数値としている。また、ハラスメント防止の取組を手厚く記載している。

・【報1ー参考】について、全庁照会を実施し、いただいた意見と対応を記載している。特に大きな変更はないが、計画案の修正を行った。

・今後、正副議長説明、ポスティング、全庁周知を行う。

【主な意見】

・【報1ー1】計画改定のポイント「女性の健康課題に配慮した職場環境の整備」の中で、性差によるものを課題と書いて良いのか。

⇒昨年11月の内閣府からの通知「女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針の一部改正」により、この内容で計画に位置付けるよう明記されている。

・【報1ー2】2ページ 2計画の策定主体について、「委員会」と「長」が混ざっているのを確認いただきたい。

・2ページ 4計画の推進体制、「引き続き」は不要ではないか。また、「本部会議」ではなく「本部」で良いのか確認いただきたい。

このページのお問い合わせ

概要作成担当	草津市 総合政策部 男女共同参画センター 男女共同参画係
電話	077-565-1550
ファックス	077-565-1518
メール	danjo@city.kusatsu.lg.jp